令和８年度市道Ｗ２５０号線法面工事

調布市都市整備部道路管理課

工　事　設　計　書

令和８年度 一般会計	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路新設改良費	節	工事請負費

施工（実施）箇所	調布市下石原3丁目27番地先	工事(委託)番号 第	19	号

令和8年度市道W250号線法面工事

総工費　￥　　－

	工事価格	￥	－ －
内訳	消費税相当額	￥	－ －
	総工費	￥	－ －

工期（実施期間）　令和　9　年　3　月　18　日

調　布　市

施工（実施）理由	本工事は、令和8年度予算に基づき実施するものです。
設計説明	工事内容
	市道W250号線
	法面工　一式
	付帯工　一式
	交通管理工　一式

案内図

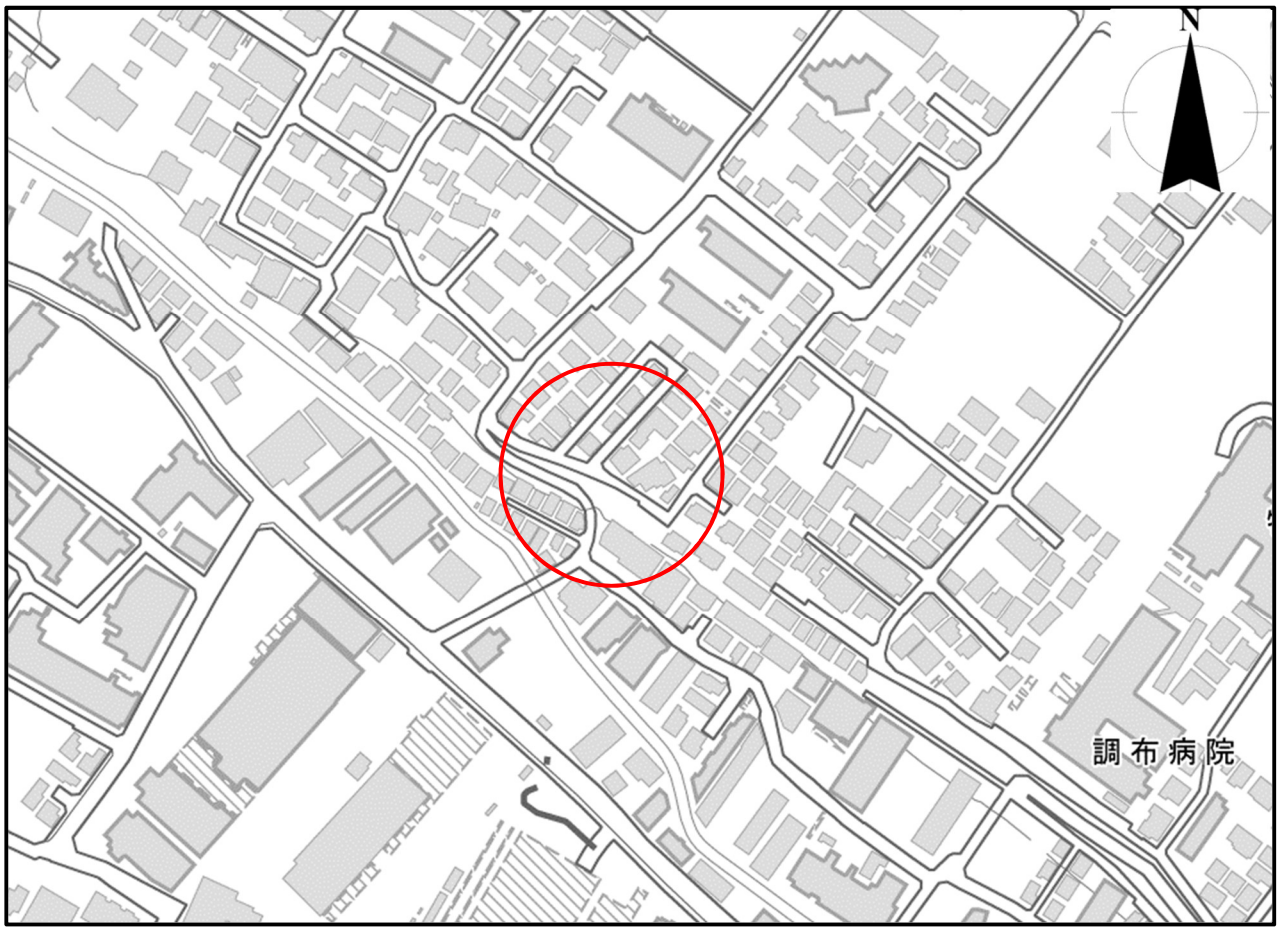

工事箇所：調布市下石原 3 丁目 27 番地先

［工事件名］　市道W250号線法面工事

工　事　費　総　括　書

種　別　内　訳	内容(数量)	金　額円	摘　要
直接工事費 市道W250号線法面工事	一　式		
【直接工事費計】			
共通仮設費計	一　式		
【純工事費計】			
現場管理費	一　式		
【工事原価計】			
一般管理費等	一　式		
【工事費計】			
【工事価格計】			
消費税及び地方消費税の額	一　式		
【請負目途額計】			

調　布　市

実施細目様式－４

［工事件名］　市道W250号線法面工事

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額 円	摘要
市道W250号線法面工事			
道路維持	一　式		
法面工	一　式		
法面工	一　式		第　１号表内訳のとおり
付帯工	一　式		第　２号表内訳のとおり
保安工	一　式		
保安工	一　式		
交通管理工	一　式		第　３号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費（率分）	一　式		第　４号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

実施細目様式－４の２

［工事名］ 市道W250号線法面工事

第　　１号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　　量	単位	単　　価	金　　額 円	摘　　要
法面工						
鉄筋挿入工						
削孔工	レキ質土、Φ65	200.3	m			
芯材材料	重防食仕様	1	式			
注入打設工（足場上作業）	追打部割増α1=3.2、2重管部割増α2=1.4	1	m3			
頭部処理工	足場での作業、頭部点検型	106	本			
確認試験工	単サイクル	4	本			
移設工	施工段数計上	5	回			
足場工		291	空m3			
法面工						
法面整形工	切土部・現場制約有レキ質土、砂及び砂質	73	㎡			
モルタル吹付工	t=8cm、水抜きパイプ含む	73	㎡			
受圧板設置工	FRP製格子状枠　壁面用647×647×40(mm)	106	枚			
不陸調整マット設置工	F型ミドルサイズ　600×600×70(mm)	106	枚			

実施細目様式－４の２

［工事名］ 市道W250号線法面工事

第　２号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
付帯工						
付帯工						
防草シート撤去工		73	㎡			
除草	人力除草	20	m2			
運搬（廃プラ）	片道11.0km以下、DID有 機械	0.5	m3			
積込運搬（草）	運搬距離6.5km以下	20	m2			
建設廃材処分	廃プラ	10	kg			
草処分	雑草	6	kg			

実施細目様式－４の２

［工事名］市道W250号線法面工事

第　３号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員Ｂ	196	人日			

調　布　市

実施細目様式－４の２

［工事名］ 市道W250号線法面工事

第　４号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
共通仮設費（率分）						
共通仮設費（率分）		1.0	式			

調　布　市

実施細目様式－４の４

［工事名］市道W250号線法面工事

材　料　品　調　書

品　名	形状・寸法・規格	数　量	単　位	摘　要
シャンクロッド	Φ45相当	1	個	
先導外管	Φ63.5×5.0t	5	本	
引抜スリーブ	L=400	1	個	
スイーベル	SP29-H38/#1600ピン付き	1	個	
ねじ用プロテクター	先導管ネジ用	1	個	
SPボルト	メッキHDZT77	106	本	
Φ65チップ付きビット	クロス型	106	個	
カップラ	メッキHDZT49	106	個	
スクリューセントライザー	簡易防錆	212	個	
フラットキャップ	頭部処理部材	106	個	
フラットプレート	頭部処理部材	106	個	
頭部カバー	頭部処理部材	106	個	
注入材（発泡ウレタン）	頭部処理部材	106	箇所	
注入材（セメントペースト）	ポルトランドセメント25kg入	50	袋	
混和材	シーカセムFLC400	13	リット	
受圧板	壁面用ミドルサイズ647×647×40(mm)	106	枚	
不陸調整マット	F型ミドルサイズ600×600×70(mm)	106	枚	

調　布　市

実施細目様式－４の３

[工事名] 市道W250号線法面工事

機　械　器　具　調　書

区　分	名　称	形　状・寸　法・規　格	摘　要
運搬機械	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　2t積級	
電気機器	削孔機械損料	ドリフター150kg級	
電気機器	注入アダプター	2方向加圧(圧力計付き)	
電気機器	ジャッキ損料	センターホールジャッキ(35t×200ST)	
電気機器	手動ポンプ損料	油圧ポンプ(手動)	
電気機器	ラフタークレーン賃料	25t	
電気機器	発動発電機賃料	ディーゼルエンジン10kVA,13kW	
電気機器	空気圧縮機賃料	可搬式、スクリューエンジン掛け	

調　布　市

位置図 S=1：1000

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	位置図	
縮尺	1：2000 (1：1000) ただし、() は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	1 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

平面図 S=1:125

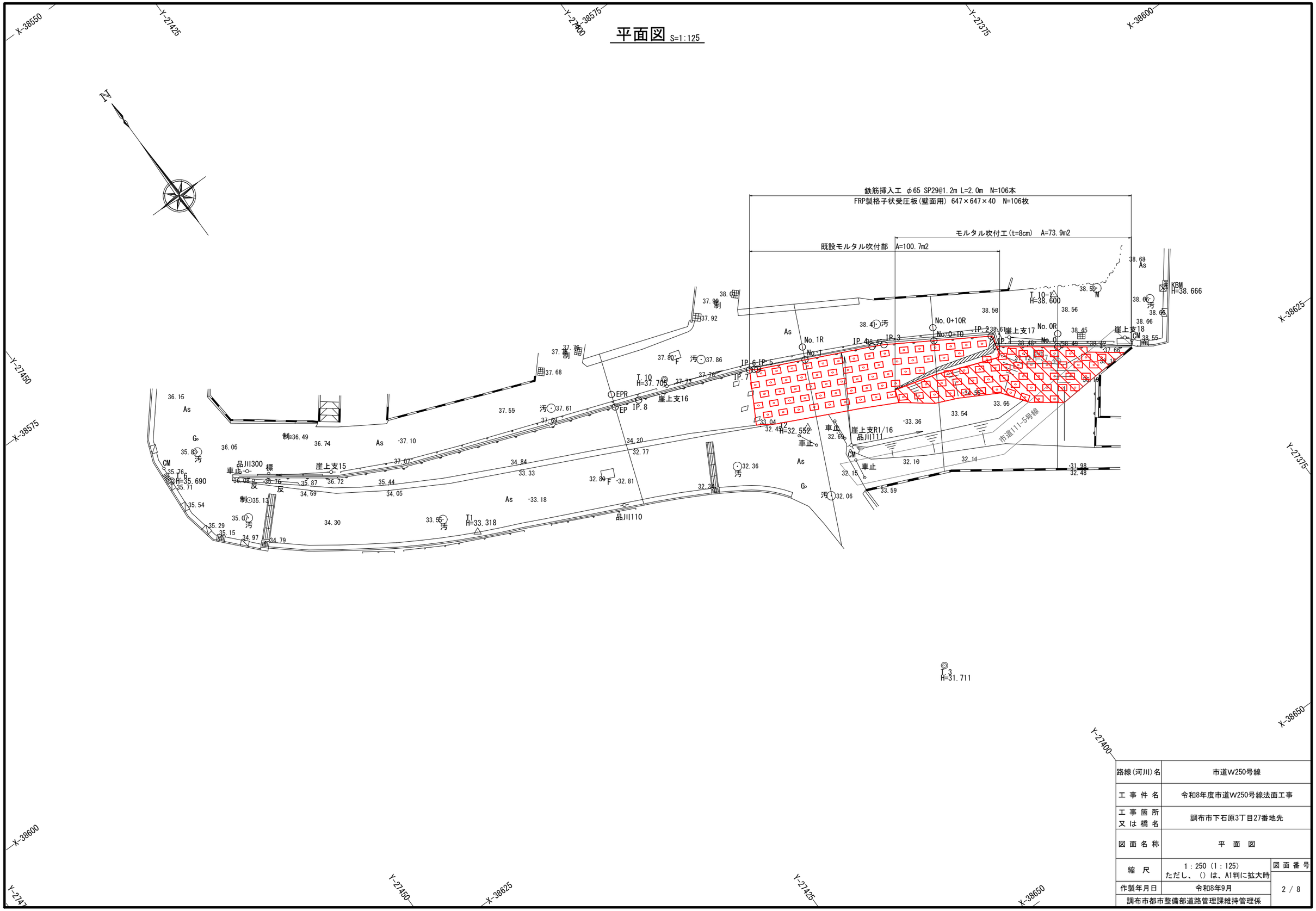

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	平面図	
縮尺	1：250（1：125）ただし、（）は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	2 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

標準横断図 S=1:50

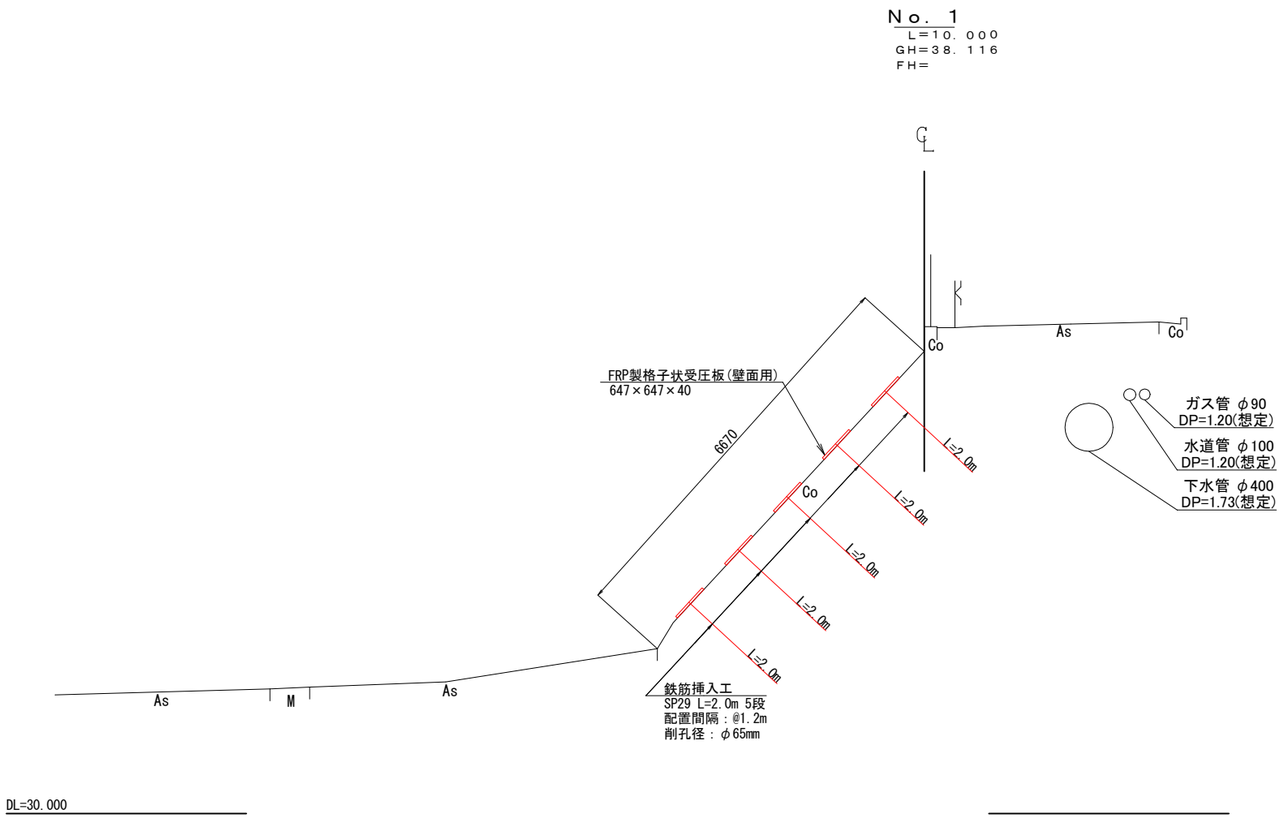

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所 又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	標準断面図	
縮尺	1：100（1：50） ただし、（）は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	3 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

横断図S=1:100

No. 0+10
L=10.000
GH=38.130
FH=

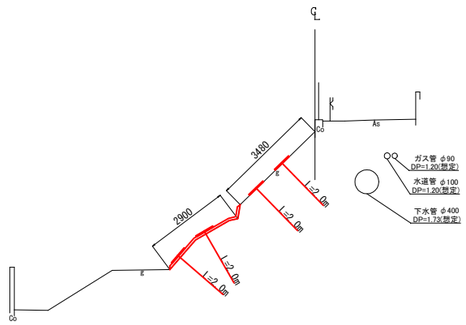

DL=30.000

EP
L=15.000
GH=37.692
FH=

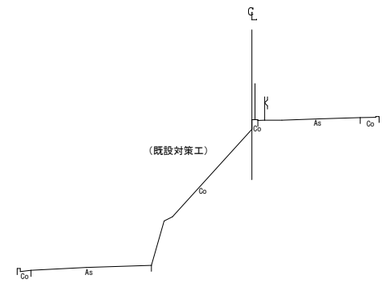

DL=30.000

No. 0
L=0.000
GH=38.494
FH=

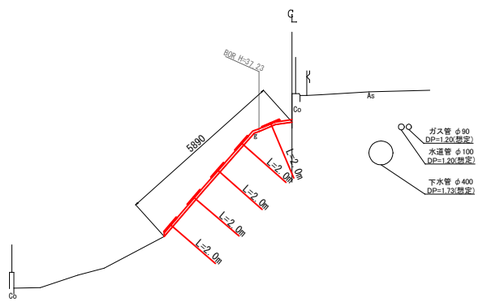

DL=30.000

No. 1
L=10.000
GH=38.116
FH=

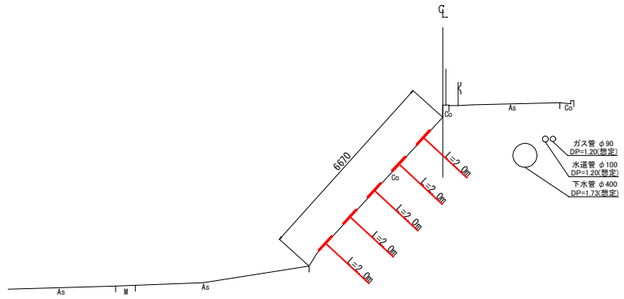

DL=30.000

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	横断図	
縮尺	1:200 (1:100) ただし、() は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	4 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

法面展開図 S=1:50

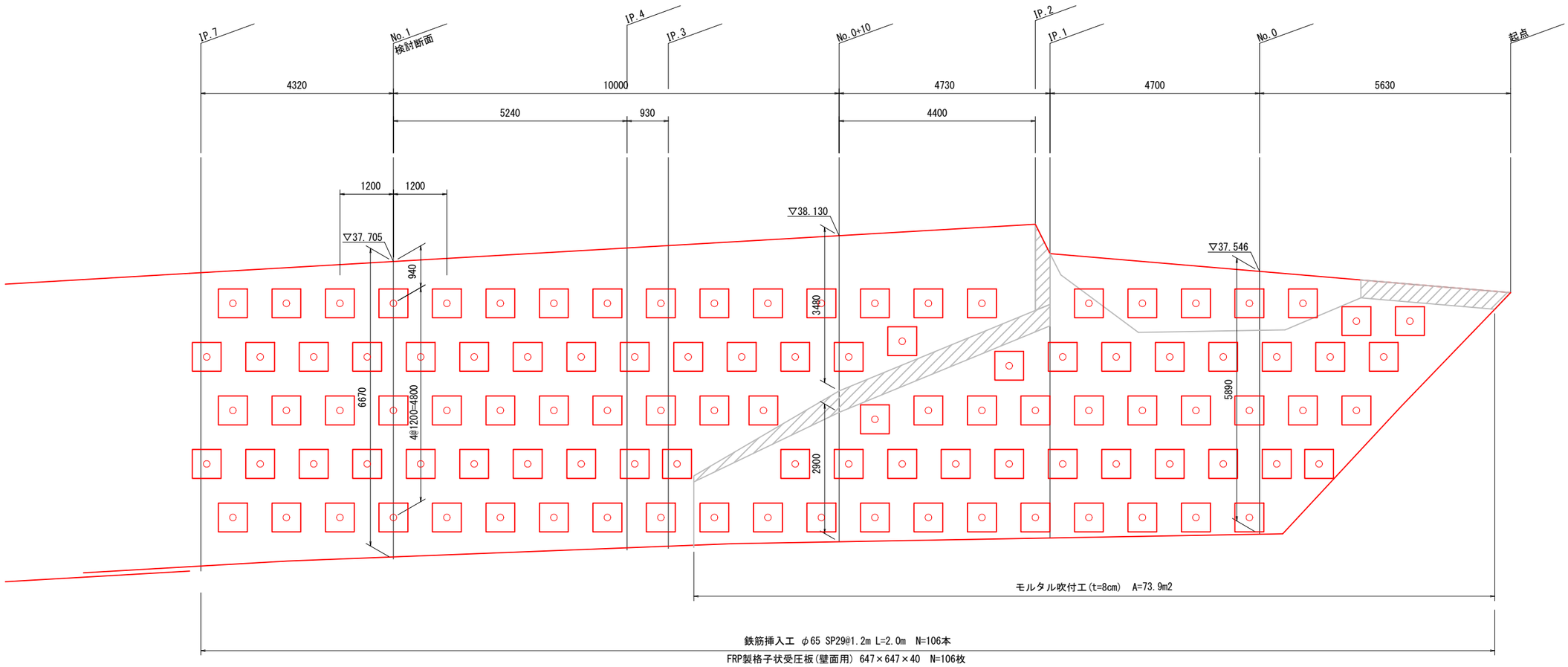

モルタル吹付工構造図 S=1:10

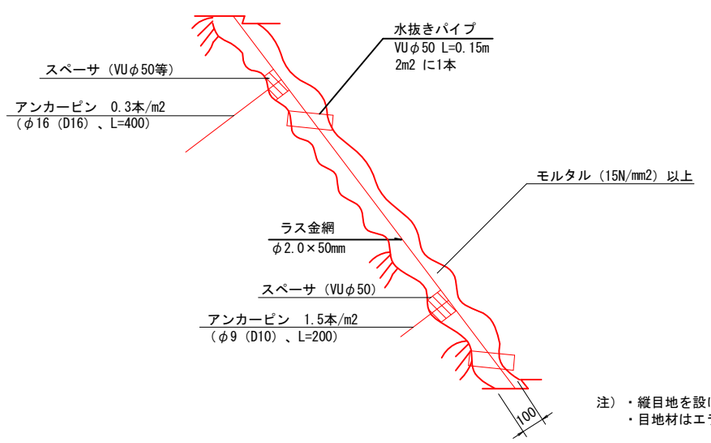

注）・縦目地を設ける場合、その間隔は10mピッチとする。
・目地材はエラスタイト (t=10mm) とする。

数量表　　1式当り

名 称		規 格	単位	数量	備 考
鉄筋挿入工	○	SP29 L=2.0m	本	106	注入式本設ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ
削孔長		φ65	m	200.3	
グラウト材		σck=24N/mm2	m3	1.24	
FRP製格子状受圧板(壁面用)		ミドルサイズ(647×647×40)	枚	106	
法面整形		土砂	m2	73.9	求積より
ラス網工		線径2.0mm,網目50mm	m2	73.9	求積より
法面保護工		モルタル吹付　t=8cm	m2	73.9	求積より

※ ▨ 箇所は，障害物等により受圧板の配置不可

※ —— 箇所は，勾配が大きく変化しているため，
適宜，不陸調整を行うこと。

路線(河川)名	市道W250号線	
工 事 件 名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工 事 箇 所 又 は 橋 名	調布市下石原3丁目27番地先	
図 面 名 称	法面展開図	
縮　尺	1：100 (1：50) ただし、() は、A1判に拡大時	図 面 番 号
作製年月日	令和8年9月	5 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

法面求積図 S=1:50

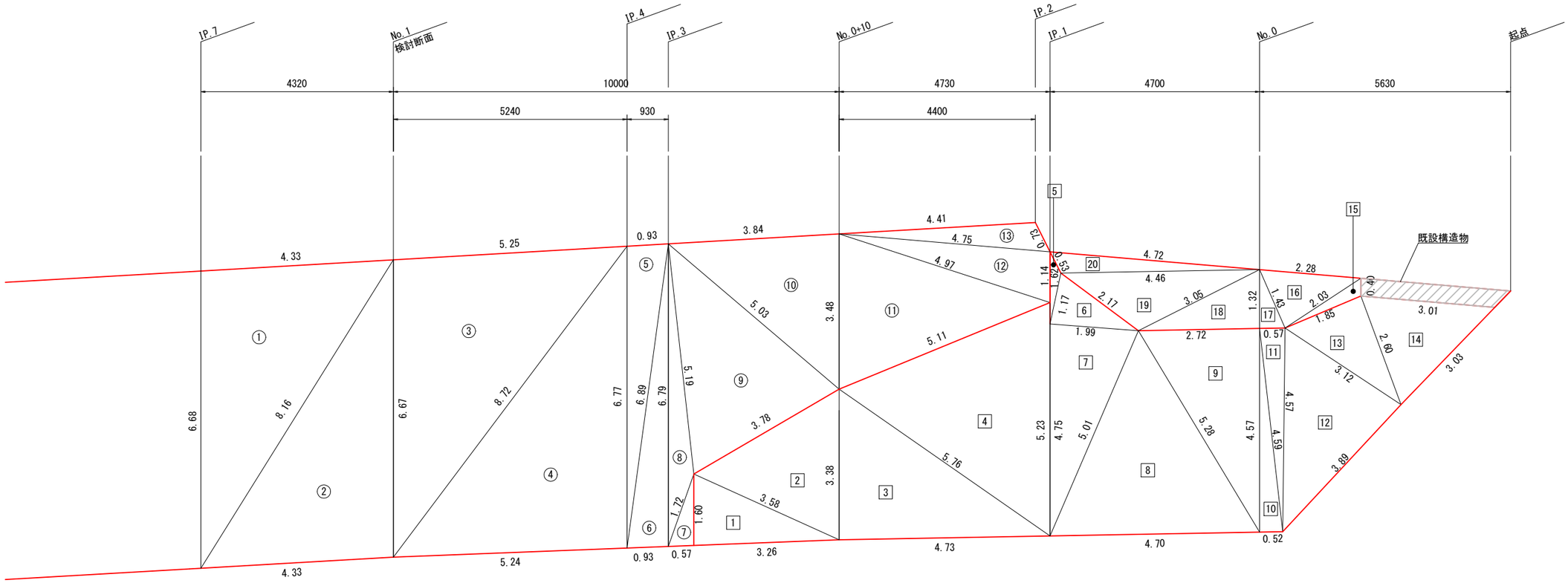

法面求積表

既設モルタル吹付部

記号	a	b	c	s	面積 m2
①	6.68	4.33	8.16	9.59	14.44
②	8.16	4.33	6.67	9.58	14.42
③	6.67	5.25	8.72	10.32	17.48
④	8.72	5.24	6.77	10.37	17.72
⑤	6.77	0.93	6.89	7.30	3.14
⑥	6.89	0.93	6.79	7.31	3.15
⑦	0.57	1.60	1.72	1.95	0.46
⑧	6.79	1.72	5.19	6.85	1.87
⑨	5.19	5.03	3.78	7.00	8.96
⑩	5.03	3.84	3.48	6.18	6.67
⑪	3.48	5.11	4.97	6.78	8.22
⑫	4.97	4.75	1.14	5.43	2.70
⑬	4.75	4.41	0.73	4.95	1.47
				面積 m2	100.7

自然斜面部

記号	a	b	c	s	面積 m2
1	1.60	3.58	3.26	4.22	2.61
2	3.58	3.78	3.38	5.37	5.51
3	3.38	4.73	5.76	6.94	7.99
4	5.76	5.11	5.23	8.05	12.36
5	1.62	0.53	1.17	1.66	0.19
6	1.17	1.99	2.17	2.67	1.15
7	1.99	4.75	5.01	5.88	4.71
8	5.01	5.28	4.70	7.50	10.74
9	5.28	2.72	4.57	6.29	6.21
10	4.57	4.59	0.52	4.84	1.19
11	4.59	0.57	4.57	4.86	1.30
12	4.57	3.89	3.12	5.79	5.99
13	3.12	1.85	2.60	3.79	2.40
14	2.60	3.01	3.03	4.32	3.54
15	0.40	2.03	1.85	2.14	0.34
16	2.03	2.28	1.43	2.87	1.43

記号	a	b	c	s	面積 m2
17	1.43	0.57	1.32	1.66	0.38
18	1.32	3.05	2.72	3.55	1.79
19	3.05	4.46	2.17	4.84	2.96
20	4.46	4.72	0.53	4.86	1.06
				面積 m2	73.85

※面積は次式により算出

＜ヘロンの公式＞

$$A=\sqrt{S(S-a)(S-b)(S-c)}$$

$$S=\frac{a+b+c}{2}$$

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	法面求積図	
縮尺	1：100（1：50）ただし、（）は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	6 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

鉄筋挿入工構造図 S=1:20

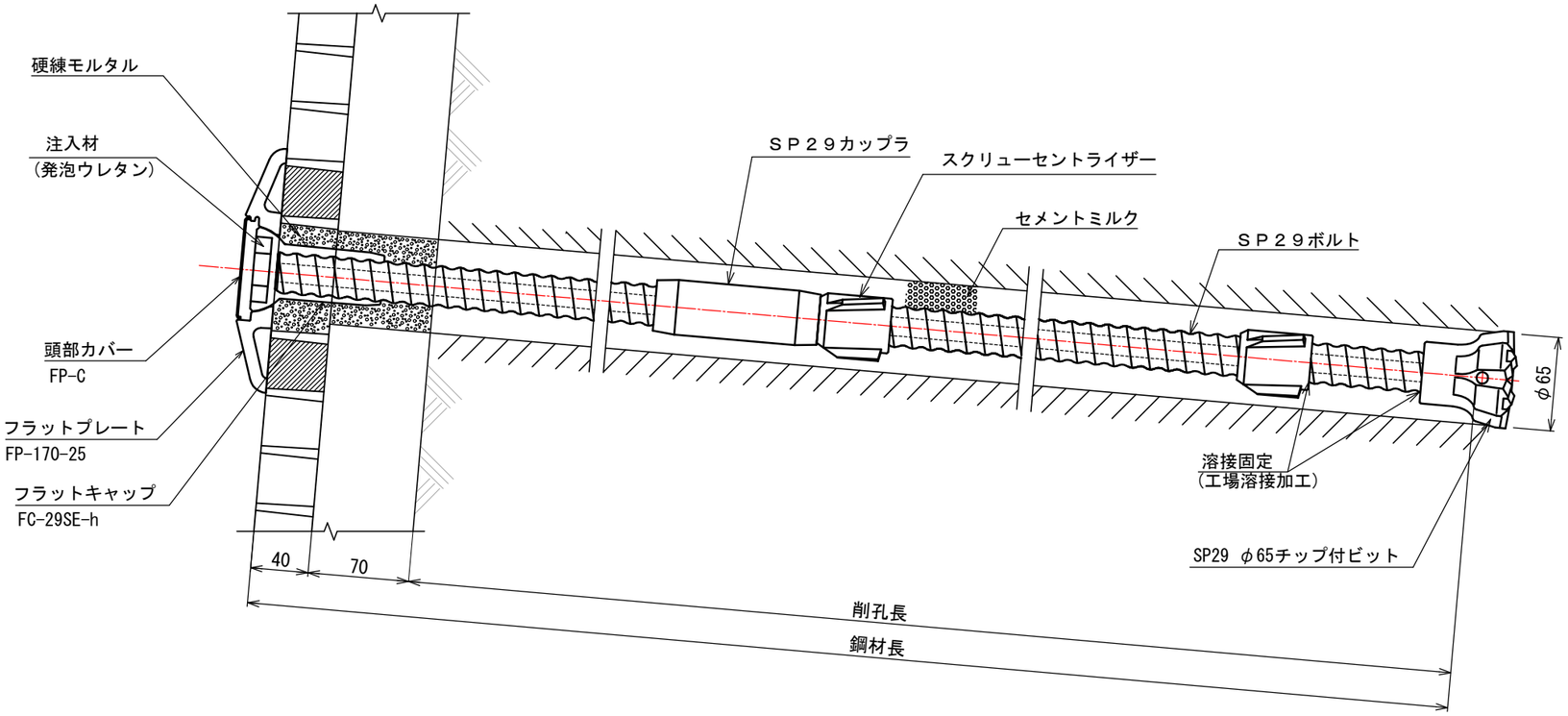

フラットプレート
FP-170-25
(HDZT77, メッキ)

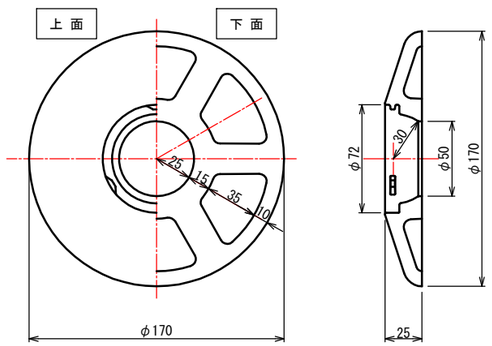

フラットキャップ
FC-29SE-h
(HDZT77, メッキ)

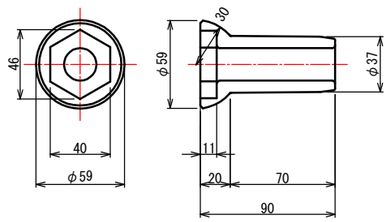

ＳＰ29　カップラ
(HDZT49, メッキ)

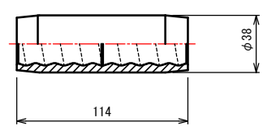

スクリューセントライザー

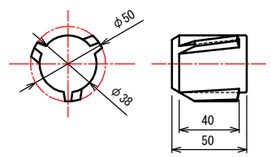

ＳＰ２９ ビット

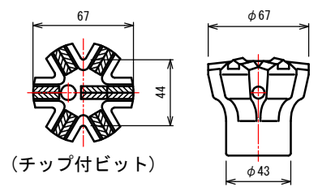

(チップ付ビット)

頭部カバー
FP-C

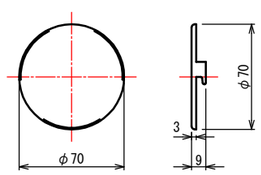

部品数量表

1本当たり

名　称	規　格	計 算 式	単位	L=2.0m/本
SP29ボルト L=2.0m	SP29 (φ28.5/φ13mm)　溶融亜鉛メッキ(HDZT77)	2.0×1本 =(1.5m+0.5m)×1本	m	2.0
SP29 φ65チップ付ビット	チップ付、六踏	1本に1個	個	1
SP29 カップラー	φ38、L=114mm　溶融亜鉛メッキ(HDZT49)	接続箇所に応じ計上	個	1
スクリューセントライザー	φ50/φ38、L=50mm　電気亜鉛メッキ	ﾋﾞｯﾄ個数+ｶｯﾌﾟﾗ個数	個	2
ﾋﾞｯﾄ・ｾﾝﾄﾗｲｻﾞｰ固定	工場溶接加工	1本に1式	式	1
フラットキャップ	FC-29SE-h　溶融亜鉛メッキ(HDZT77)	1本に1個	個	1
フラットプレート	FP-170-25　溶融亜鉛メッキ(HDZT77)	1本に1個	個	1
頭部カバー	FP-C	1本に1個	個	1
注入材	発泡ウレタン	1本に1箇所	箇所	1

※先端部のビットとスクリューセントライザーは、工場にて溶接固定する。

路線(河川)名	市道W250号線	
工 事 件 名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工 事 箇 所 又 は 橋 名	調布市下石原3丁目27番地先	
図 面 名 称	鉄筋挿入工構造図	
縮　尺	1：40 (1：20) ただし、() は、A1判に拡大時	図 面 番 号
作製年月日	令和8年9月	7 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

軽量受圧板構造図 S=1:5

構造図

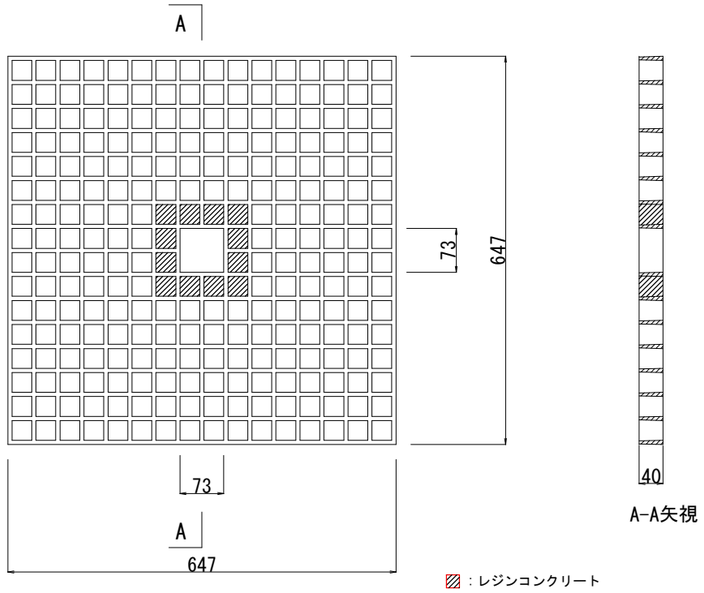

鉄筋挿入工　構造図(例)

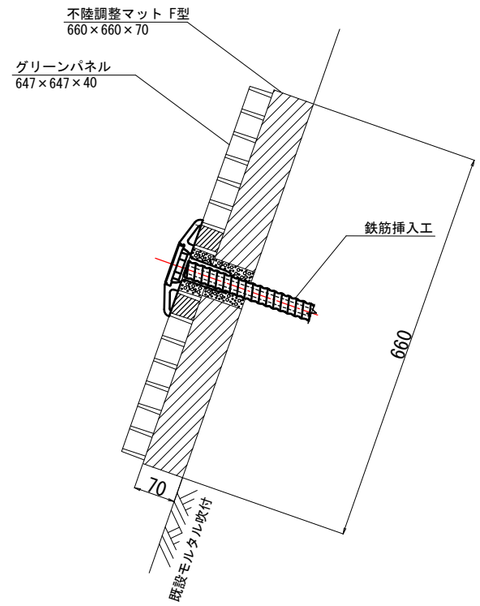

斜視図

S=3:1

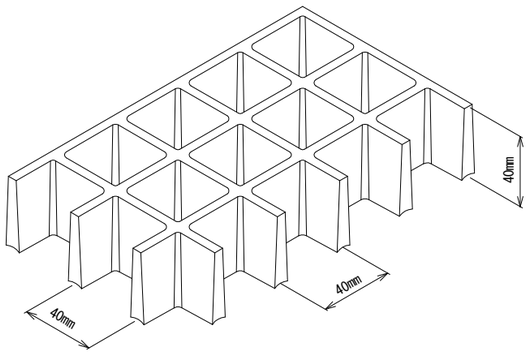

バー断面形状

S=3:1

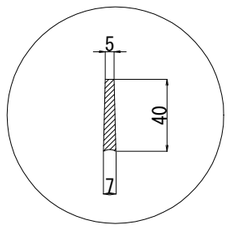

地山側

グリーンパネル　諸元

材　質	FRP(連続ガラス長繊維使用)
寸　法	647×647×40 mm
重　量	7.5 kg
面　積	0.418 ㎡
標準色	ライトグレー

不陸調整マット F型　諸元
主材料：ポリエステル
色　　：白黒

製品名	寸法　(mm)			参考重量 (kg)
	L1	L2	h	
レギュラーサイズ用	660	660	70	1.1

※グリーンパネル専用の不陸調整マットです。

特　記

・「バイオマスマーク認定」製品とする。
・「JIS K 6911 A法」耐燃性試験にて「不燃性」評価製品とする。

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	軽量受圧板構造図	
縮　尺	図　示	図面番号
作製年月日	令和8年9月	8 / 8
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

（参考）施工計画図(案) S=1:50

（足場工）

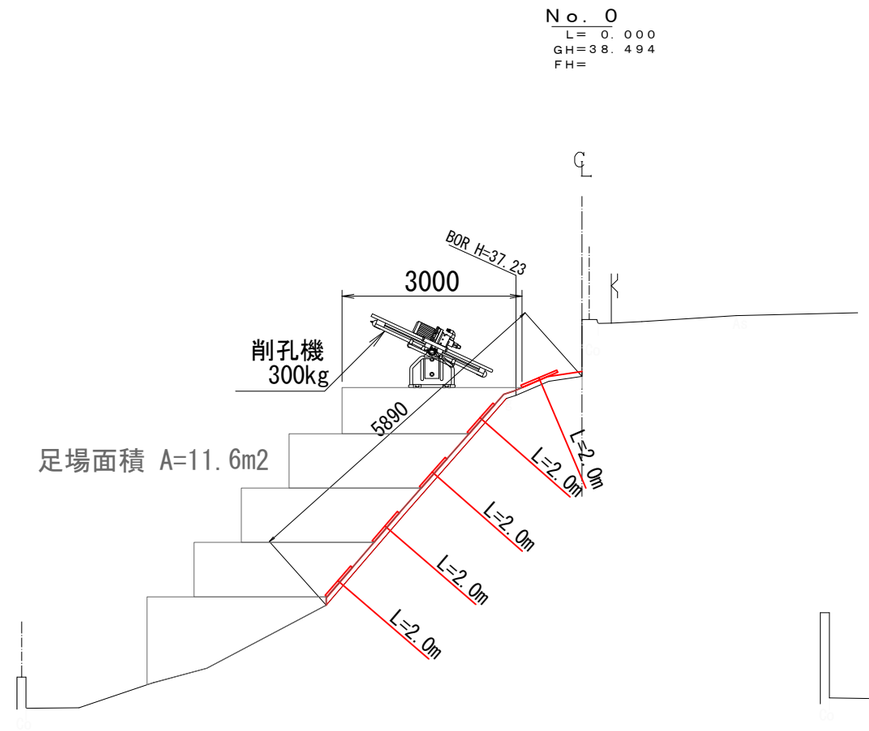

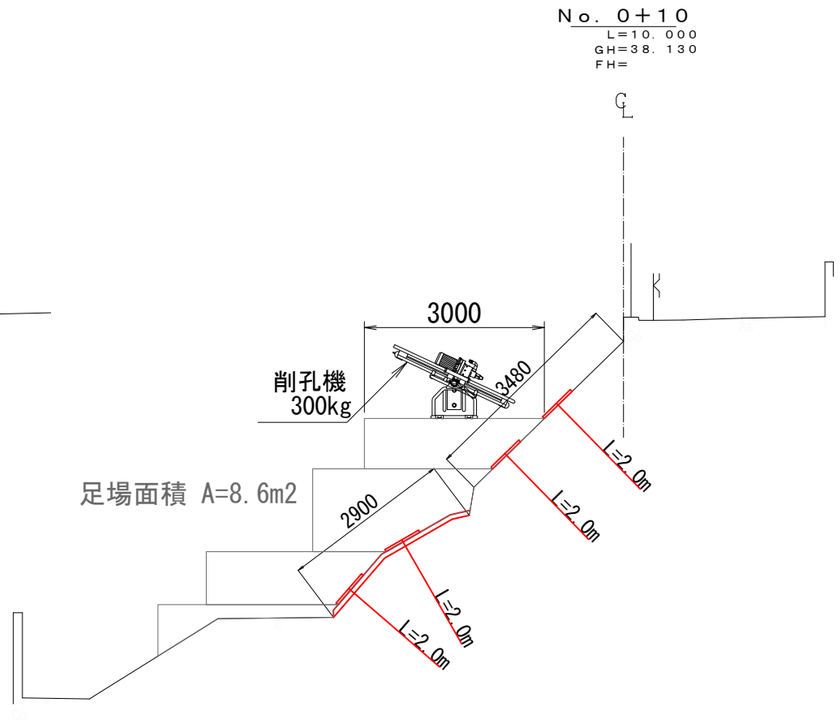

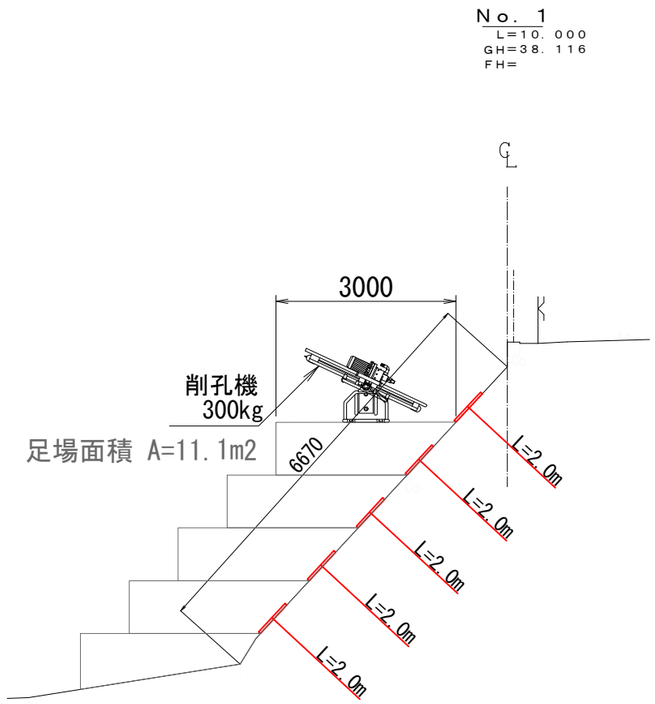

DL=30.000

路線(河川)名	市道W250号線	
工事件名	令和8年度市道W250号線法面工事	
工事箇所又は橋名	調布市下石原3丁目27番地先	
図面名称	（参考）施工計画図(案)（足場工）	
縮尺	1：100（1：50） ただし、（）は、A1判に拡大時	図面番号
作製年月日	令和8年9月	参1/参3
調布市都市整備部道路管理課維持管理係		

（参考）施工計画図（案）（1） S=1:125

（モルタル吹付工）

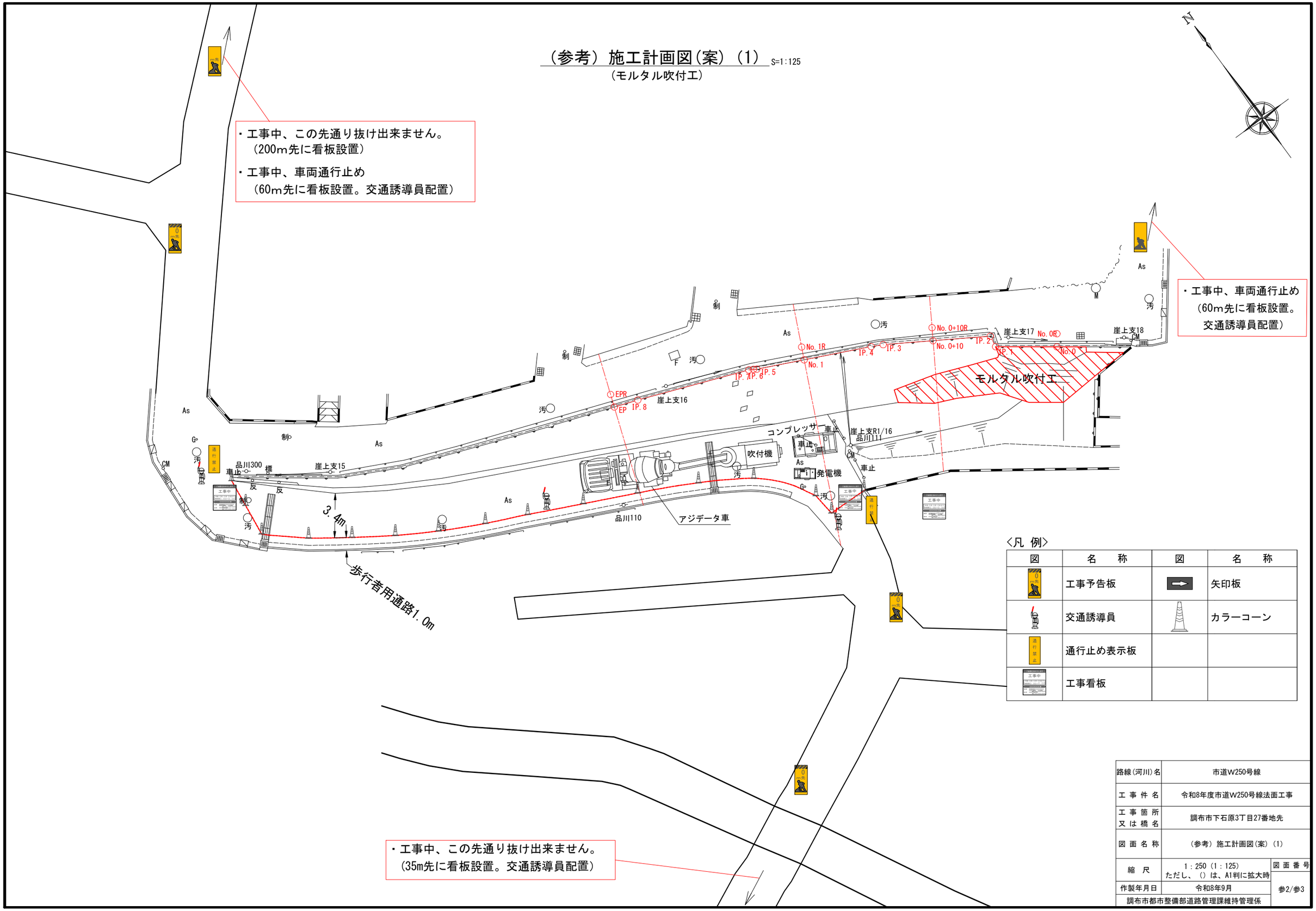

〈凡 例〉

図	名　称	図	名　称
	工事予告板		矢印板
	交通誘導員		カラーコーン
	通行止め表示板		
	工事看板		

路線(河川)名	市道W250号線		
工 事 件 名	令和8年度市道W250号線法面工事		
工 事 箇 所 又 は 橋 名	調布市下石原3丁目27番地先		
図 面 名 称	（参考）施工計画図（案）（1）		
縮　尺	1：250（1：125） ただし、（）は、A1判に拡大時	図 面 番 号	
作製年月日	令和8年9月		参2/参3
調布市都市整備部道路管理課維持管理係			

（参考）施工計画図（案）（2） S=1:125

（鉄筋挿入工）

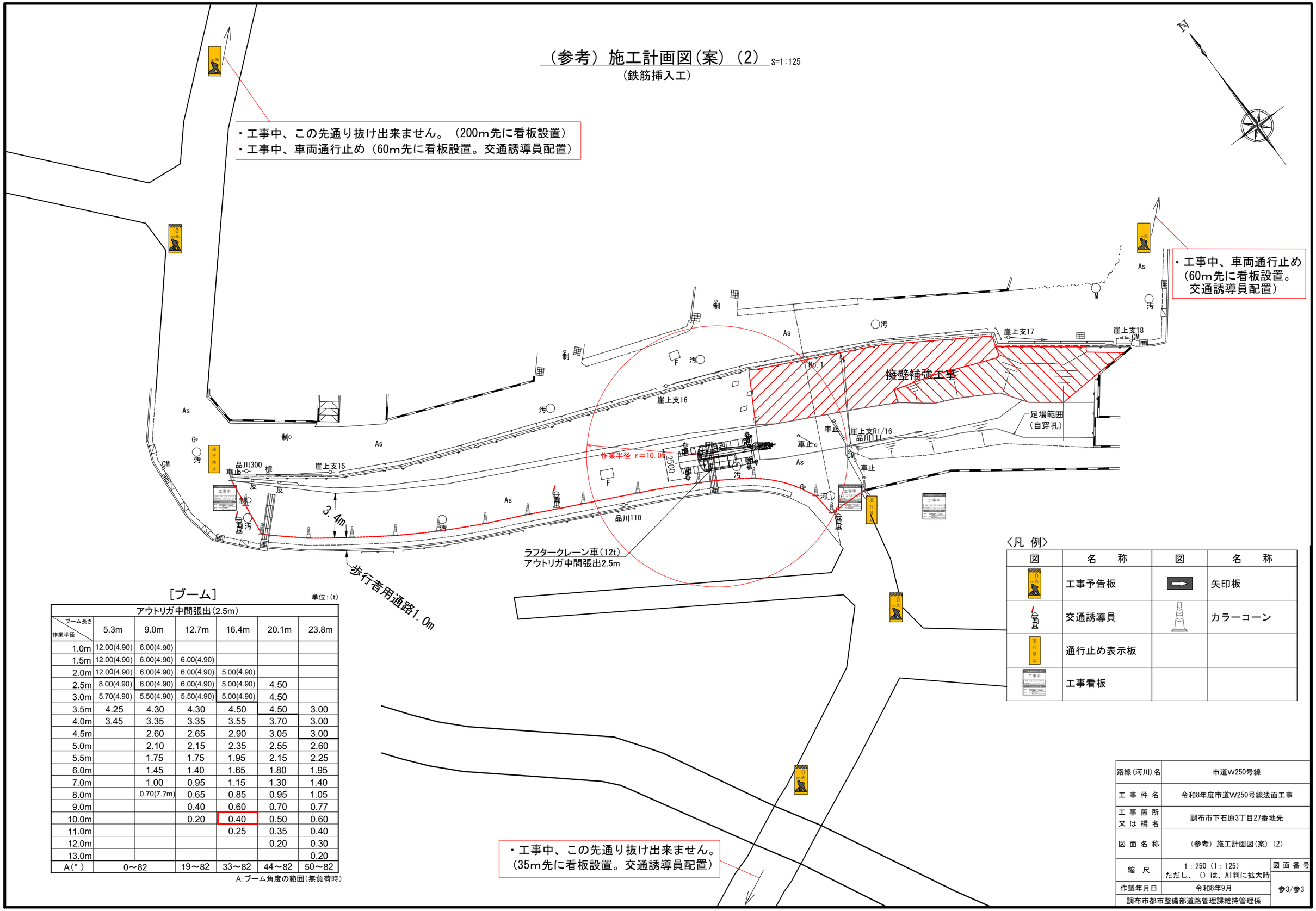

［ブーム］

単位：(t)

アウトリガ中間張出(2.5m)						
作業半径＼ブーム長さ	5.3m	9.0m	12.7m	16.4m	20.1m	23.8m
1.0m	12.00(4.90)	6.00(4.90)				
1.5m	12.00(4.90)	6.00(4.90)	6.00(4.90)			
2.0m	12.00(4.90)	6.00(4.90)	6.00(4.90)	5.00(4.90)		
2.5m	8.00(4.90)	6.00(4.90)	6.00(4.90)	5.00(4.90)	4.50	
3.0m	5.70(4.90)	5.50(4.90)	5.50(4.90)	5.00(4.90)	4.50	
3.5m	4.25	4.30	4.30	4.50	4.50	3.00
4.0m	3.45	3.35	3.35	3.55	3.70	3.00
4.5m		2.60	2.65	2.90	3.05	3.00
5.0m		2.10	2.15	2.35	2.55	2.60
5.5m		1.75	1.75	1.95	2.15	2.25
6.0m		1.45	1.40	1.65	1.80	1.95
7.0m		1.00	0.95	1.15	1.30	1.40
8.0m		0.70(7.7m)	0.65	0.85	0.95	1.05
9.0m			0.40	0.60	0.70	0.77
10.0m			0.20	0.40	0.50	0.60
11.0m				0.25	0.35	0.40
12.0m					0.20	0.30
13.0m						0.20
A(°)	0～82		19～82	33～82	44～82	50～82

A：ブーム角度の範囲（無負荷時）

＜凡 例＞

図	名　称	図	名　称
	工事予告板		矢印板
	交通誘導員		カラーコーン
	通行止め表示板		
	工事看板		

路線（河川）名	市道W250号線		
工 事 件 名	令和8年度市道W250号線法面工事		
工 事 箇 所 又 は 橋 名	調布市下石原3丁目27番地先		
図 面 名 称	（参考）施工計画図（案）（2）		
縮　尺	1：250（1：125）ただし、（）は、A1判に拡大時	図 面 番 号	参3/参3
作製年月日	令和8年9月		
調布市都市整備部道路管理課維持管理係			

特　記　仕　様　書

1　適用範囲

(1)　この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書でこの工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

(2)　この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。

(3)　標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。

(4)　受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率（小数点第 3 位以下切捨）で表示した一覧表とする。

(5)　総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。

(6)　受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。

(7)　この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用とする。

ア　東京都建設局　「土木材料仕様書」

イ　東京都建設局　「建設局材料検査実施基準」

ウ　東京都建設局　「土木工事施工管理基準」

エ　東京都建設局　「工事記録写真撮影基準」

オ　東京都建設局　「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」

カ　東京都建設局　「建設局標準構造図集」

キ　東京都建設局　「電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」

ク　東京都「東京都建設ﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」

ケ　東京都「東京都環境物品等調達方針」

コ　東京都「東京都建設泥土ﾘｻｲｸﾙ指針」

サ　東京都電線共同溝整備マニュアル

シ　建設局土木工事積算体系図集

※ ア～オ、キ、シは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi)

※ ク、ケ、コは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy)

※ サ及び標準構造図集は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。
（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri/chichuka/mudentyuuka-6）

(8)　標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

2　工事施行の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び「東京都工事施行適正推進要綱の解説」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

3　不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

4　デジタル工事写真の小黒板情報の電子化

(1)　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第９⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）３（１）①で規定されている画像編集には該当しない。

(2) 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準［国土交通省］」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html

5 設計変更について

工事請負契約書第17条から26条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準（共通編Ｉ）によるものとする。

なお、工事請負契約書第18条に基づく条件変更等について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

6 法定外の労災保険の付与

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7　工事の損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、工事請負契約書第29条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

8　工事に伴う公害防止

舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い取壊し作業に当たっては破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

9　個人情報等の機密性の高い電子データ納品の取扱い

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵つきのケース等を用いること。

１０　情報セキュリティの確保

別紙、情報セキュリティの確保に関する特記仕様書による。

１１　工期

工期は、以下の事項により設定している。

準備期間	４０日間
施工に必要な実日数（実働日数）	２８日間
降雨による割増しの日数	４日間 （１．１４）
その他の作業不能日（地元の催事等）	０日間
後片づけ期間	２０日間

契約上の工期末前に工事が完了した場合の取扱いは、契約約款第３３条の通りである。

１２　冬季休暇期間

本工事では、下表に示す５日間を冬季休暇期間としている。

令和８年１２月２９日～１２月３１日、令和９年１月１日～１月２日

冬季休暇期間は現場閉所するものとし、当該期間は休日と同様に、工期に含まない。

冬季休暇期間に工事施工する場合、事前に監督員へ届け出ること。

なお、上表に示す冬季休暇期間を変更する場合は、監督員との協議に基づき、１２月１日から１月１６日までの期間においてのみ、冬季休暇期間を変更できるものとする。

１３　検査に要する資料作成期間

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の３か月前までに行うものとする。それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

１４　工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

１５　特例管理技術者の配置

(1)　本工事において、建設業法第26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。

ア　建設業法第26 条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。

エ　同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。（た

だし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）

オ　特例監理技術者が兼務できる工事は、調布市内の工事でなければならない。

カ　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ　特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

(2)　現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

(3)　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。

ア 監理技術者補佐の資格を有する書類（監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど）

イ　監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しなど）

ウ　特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

エ　「別記様式-３ 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③」※

※エは工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。

(4)　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、「１．カ～ク」について施工計画書へ記載し、提出すること。

(5)　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

(6)　監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

１６　主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

(1)　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事

現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

(2)　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、該当期間については、請負契約締結後、監督員からの工事一時中止通知による。

(3)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、該当期間については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

(4)　工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、工事完了検査日とするが、検査員から補修の指示があった場合は、補修完了の確認の日とする。

１７　現場代理人の兼務

(1)　本工事において、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合（以下「現場代理人の兼務」という。)、以下の要件を全て満たさなければならない。

ア　現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。

イ　現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。

ウ　現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。

※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事

（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

エ　現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km 以内の範囲にあること。

オ　現場代理人が兼務しようとする工事は本工事を含め同時に２件までであること。

カ　現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。

※ 連絡員とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態(たとえば事故対応や住民対応など）が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。

キ　連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。

１８　昼夜間の作業区分

この工事の作業区分は、すべての工事を昼間作業とする。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

１９　過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html#kasekisai)

２０　使用する建設機械

本工事で使用する建設機械は、低騒音のものを使用すること。また、使用する建設機械(ディーゼルエンジン使用)の燃料は、ＪＩＳ規格にあった軽油を使用すること。

２１　使用する車両

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）の規定により、次の事項を尊守すること。

(1)　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2)　自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置着装証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又提出すること。

２２　環境への配慮（東京都建設グリーン調達制度）

受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の特別品目のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html)

２３　新材料・新工法等の取扱い

新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承

認により、当該工事に採用することができる。

・建設局新技術情報データベース（NeTIDA）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/tech/shingijutsu/index.html

・国土交通省新技術情報システム（NETIS）

https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS

２４　建設副産物情報交換システムの活用

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施計画書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問い合わせ先）

〒107-8416　　東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル 2F

一般財団法人　日本建設情報総合センター（JACIC）「建設副産物情報センター」

TEL　03-3505-0410　　FAX　03-3505-8872

HP　http://www.recycle.jacic.or.jp

E-mail　recycle@jacic.or.jp

２５　廃棄物等の処分

本工事から発生する廃材は、下記の場所にある施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

【廃プラスチック】

・搬出先　：東京都国立市泉一丁目地内

・運搬距離：約１０．５ｋｍ（想定）

・搬出量　：約１０ｋｇ

・受入条件：昼間

【草】

・搬出先　：東京都府中市若松町地内

・運搬距離：約５．５ｋｍ（想定）

・搬出量　：約６ｋｇ

・受入条件：昼間

２６　リサイクルガイドラインに基づく提出書類

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

(1)　再生資源利用計画書（工事しゅん工後保管）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

ア 土砂を搬入する工事

イ 砕石を搬入する工事

ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(2)　再生資源利用促進計画書（工事しゅん工後保管）（廃棄物処理計画書を兼ねる）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

ア 建設発生土を搬出する工事

イ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(3)　搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

(4)　建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100㎥以上搬出する場合）

(5)　建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

(6)　産業廃棄物に係る許可証の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）

(7)　廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）

(8)　運搬ルート図

(9)　使用するマニフェストの様式

(10) 告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

２７　建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、

「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書に添付して提出すること。

(1)　再生資源利用実施書（工事しゅん工後保管）作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

(2)　再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後保管）作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

(3)　リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」を２部作成し、１部を監督員に提出し、１部を自ら保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア　コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。

イ　建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。

ウ　土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。

エ　砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。

オ　アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（Ｄ交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。

カ　現場内で分別を行わない場合。

(4)　建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を２部作成し、１部を監督員に提出、１部を自ら保管すること。

(5)　再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

２８　マニフェスト

(1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2)　集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3)　リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

(4)　リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

２９　汚染土壌の処理

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」（環境局HPに最新版を記載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

３０　工事現場管理

工事期間中は、公道等の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。

３１　路上工事の工事標示板の設置

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力が得られるように標示板を設置するものとする。

３２　悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検

受注者は、悪天候時又は震度４以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

３４　事故防止の原則

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html#gensoku）

３５　区画線工の施工管理

現場持込み数量及び工事完了後空缶（袋）数量は、監督員の確認を受けるものとする。

３６　週休２日制工事

本工事は、週休２日制工事である。

(1)　受注者は、原則、現場閉所による週休２日制で施工すること。

(2)　受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。

(3)　発注時における積算には４週８休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。

(4)　週休２日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休２日制工事実施要領」に基づき行うこと

３７　成果品の提出

受注者は、工事のしゅん功検査終了後、次のしゅん功図書を提出すること。

(1)　しゅん功原図（上質紙による出力図）１部

(2)　工事書類　　１部

(3)　工事記録写真　１部

(4)　電子成果品（ＣＤ－Ｒ）（上記(1)、(2)及び(3)提出書類一式）　１部

※電子成果品はPDF形式及びCAD形式とする。環境設定ファイル及び作図要領等は監督員の指示によるものとする。

別　紙

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1　入札・契約関係事項

(1) この工事の入札(又は、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

2　受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3　適切な現場代理人、監理技術者等の配置

(1) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。

(2) 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

(3) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。

(4) 受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4　監理技術者等の実質的関与の徹底

(1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。

(3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。

(4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝わるようにしなければならない。

(5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。

(6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5　下請負の適正化

(1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。

(2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。

(3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。

(4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。

(5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。

(6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

　また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6　施工体制台帳及び施工体系図

(1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。

(3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。

(4) 施工体制台帳には、別に定めた様式（東京都建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（別記様式甲第１５０号）」）に基づき作業員名簿を添付するものとする。

(5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7　施工計画書

(1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも〇週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

(2) 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

別　紙

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1　サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

2　業務従事者への遵守事項の周知

受注者は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

3　秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

4　目的外使用の禁止

受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

5　複写及び複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、都が貸与する原票、資料、その他貸与品等及び情報（以下「都からの貸与品等」という。）を、都の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

6　情報の保管及び管理

受注者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ｱ) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a　都からの貸与品等の使用及び保管管理

b　仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

c　都との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）

d　その他、仕様書等で指定したもの

(ｲ) 都から(ｱ)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ　契約履行完了時

(ｱ) 都からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに都に返還すること。

(ｲ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報をすべて消去すること。

ウ　契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ　事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び都からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

都からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて都の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報は、すべて都の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後に受注者の責によらないで公知となった情報、及び都と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取り扱いについて、受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ　アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ　都から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を都に提出し報告すること。

エ　個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ　(1)イ(ｲ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により都に申し出て、都の承諾を得るとともに、都の立会いのもとで消去を行うこと。

カ　(1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受注者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、都に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、都は必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

7　情報の保管及び管理等に対する義務違反

受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。